

## 【声明】

### 集団的自衛権行使を容認する戦争立法に反対する

政府は2015年5月14日の閣議において集団的自衛権行使の法案の国会提出を決め、翌日国会に提出した。これは2013年10月の「日米外相・防衛担当閣僚会議」で合意された、2014年中に集団的自衛権行使を前提にした「日米防衛協力のための指針」の改定を具体化したものである。法改定は日本の自衛隊が「他国の防衛」を主たる任務とする軍事活動を迅速に進めることを可能にするものである。法改定は「周辺事態」に捉われることなく、また海外派兵における「時限立法」などの制約も取り払い、いつでも、どこでも自衛隊の海外派兵を可能にし、武器使用の拡大も可能にしようとしている。日本が攻撃されていないにもかかわらず、他国への攻撃が日本の存立危機になる事態(存立事態)と判断される場合、自衛隊は参戦することになる。しかも「秘密保護法」の下ではそうした参戦の根拠となった「存立事態」がいかなるものであるのかを知ることが大きく制約されている。集団的自衛権行使容認の関連法規の立法化を許すならば、日本は気がつけば戦争の深みに入って抜け出せなくなるという事態に陥りかねない。

戦後、日本は平和憲法の下で70年間、戦争をしない国であった。ところが、今回企てられている「戦争立法」は戦争で殺されたり殺したりしないという人としての権利をはく奪するものである。また、本来人類の知的活動領域を広げ人々の豊かさを追求する科学や学問のあり方を大きく変質させるものである。第2次世界大戦後、核兵器の使用によって人類絶滅の可能性が技術的に起こり得る時代に入ったもとの、「平和のための科学」を求めることは、世界の科学者運動の出発点であった。

私たち日本科学者会議に所属する科学者・研究者は、科学の民主的発展につとめ、平和のために活動するものとして、集団的自衛権行使のための関連法規の立法化につよく反対の意志を表明する。

2015年5月17日

日本科学者会議北海道支部（総会決議）